

JETRO

中国における環境影響評価制度の
最新動向

2019年3月
ジェトロ大連事務所

【免責条項】

本調査レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご利用ください。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本調査レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロは一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

禁無断転載

目次

はじめに.....	1
1. 中国における環境影響評価制度の変遷.....	2
1.1 導入の段階（1973年～1978年）.....	2
1.2 初歩的な確立の段階（1979年～1997年）.....	2
1.3 規範化および強化の段階（1998年～2012年）.....	2
1.4 改革および再構築の段階（2013年～現在）.....	4
2. 環境影響評価制度の現状.....	7
2.1 環境影響評価の種類.....	7
2.2 環境影響文書の作成と審査認可の主な流れ.....	7
2.3 環境影響評価認可文書の「有効期間」.....	8
2.4 公衆参加.....	9
2.5 環境影響評価報告の認可を取得できない法定の五つの事由.....	10
2.6 建設内容に変化が生じた場合の環境影響評価審査認可要求.....	10
2.7 環境保護施設の「三同時」と自主検収.....	11
2.8 審査認可を取得せずに無許可で着工建設した場合の法的責任.....	13
3. 2018年の改正内容.....	14
4. 2018年改正のポイントと解説.....	21
4.1 今回の法改正による企業活動への影響.....	21
4.2 今回の改正を踏まえ企業に求められる対応.....	22

はじめに

環境影響評価制度は、中国の環境保護管理において最も歴史の長い制度の一つである。中国の経済発展に伴い、環境影響評価制度も次第に発展と変革を遂げてきた。近年、中国政府は環境規制を大幅に強化しており、環境影響評価制度の正確な履行が企業運営や企業の持続的な発展に与える影響はますます大きくなっている。中国では、2018年12月末に環境影響評価法の大幅な再改正が行われた。

本レポートは、ジェトロ大連事務所が上海里格（大連）法律事務所に調査委託し、中国における環境影響評価制度の変遷、現状、最新の改正内容および企業への影響などを取りまとめた。本レポートの内容が、中国進出日系企業にとって中国の環境影響評価制度を正しく理解し、関連法令の要求を適切に実行するための一助となれば幸甚である。

2019年3月

日本貿易振興機構（ジェトロ）大連事務所

1. 中国における環境影響評価制度の変遷

環境影響評価制度が世界で初めて法制化されたのは、米国で 1969 年に制定された『国家環境政策法』である。中国の環境影響評価制度は、1973 年に海外から導入され、46 年の歴史を有する。環境影響評価制度¹とは、計画や建設プロジェクトの実施後に発生する可能性のある環境への影響について分析・予測および評価をし、環境への悪影響を防止・軽減するための対策と措置を講じ、フォローアップやモニタリングを行うための制度を指す。1973 年以降、中国の環境影響評価制度は、「導入」、「初歩的な確立」、「規範化および強化」、「改革および再構築」の 4 つの段階を経ている。

1.1 導入の段階（1973 年～1978 年）

1973 年当時は中国の工業化および都市化が始動して間もない時期であり、人々の環境意識はまだ低かった。しかしながら、中国国務院は生態環境の破壊や汚染による影響を既に予期しており、米国の環境影響評価の概念を中国に導入して、工業、科学研究などにおけるプロジェクト建設工事において、「三廃」（廃水、廃ガス、廃棄物）の処理施設を必ず本体工事と併せて設計、建設、稼働させなければならないとした。

1.2 初歩的な確立の段階（1979 年～1997 年）

中国の環境保護に関する初めての法律は、1979 年に公布された『環境保護法（試行）』である。同法は 33 条からなり、環境影響評価に関して 2 つの条文を設け、工事の建設時、都市の建設または改修時に、必ず環境影響評価をしなければならないと規定し、環境影響評価制度の法的地位を確立した。

当時の環境影響評価制度は、関連の法律法規、規範および技術標準が備わっておらず、社会における認知度も高くなかった。1979 年の『環境保護法（試行）』およびその後の 1989 年の『環境保護法』における環境影響評価制度の違反行為に対する法的責任は明確でなく、法の執行率も比較的低かった。

1.3 規範化および強化の段階（1998 年～2012 年）

1998 年に公布された『建設プロジェクト環境保護管理条例』では、環境影響評価分類管理要求、審査認可前置制度、公衆参加、環境影響評価報告作成機関資質管理制度、環境保護施設の「三同時」制度を含む環境影響評価の基本プロセスの要求を明確にし、

¹ この定義は、『環境影響評価法』第 2 条の規定である。

環境影響評価制度に違反した場合の法的責任も明確にした。

環境影響評価の審査認可をフィージビリティスタディの審査認可、初歩的な設計の審査認可、あるいは営業許可書の取得などのその他の行政審査認可の前置手続きとして設置することを通じて、環境影響評価は建設プロジェクトの立件において必要不可欠な行政審査認可手続きとなり、建設単位による環境影響評価手続きの履行を促し、環境影響評価の実施率が高くなった。

2003年に『環境影響評価法』が公布・施行され、2009年には『計画環境影響評価条例』が公布・施行され、環境影響評価制度の「一法二条例」²の法体系が構築された。これらの法律法規を通じて、二つの新しい制度、すなわち計画環境影響評価制度³と環境影響後評価制度⁴が新設された。

この段階において、環境影響評価は中国で最も知名度の高い環境管理制度の一つとなった。当時は、中国の急速な経済成長期にあたり、重大な環境事件が多発したため、環境に対する公衆の関心はますます高くなった。公衆の注目を浴びた多くの環境事件において、環境影響評価制度は政府が公衆の意見を聴取し、公衆の意見を受け入れる重要なルートとなり、公衆に広く認知されるようになった。

2006年より、国家環境保護総局が複数回の環境影響評価取締りキャンペーンを行い、数多くの大手企業と大型工事の環境影響評価違法行為を処罰して、各界で大きな反響を引き起こした。2007年の年始から環境保護部門が初めて実施した「認可制限」、「区域認可制限」⁵は、2008年に改正された『水污染防治処理法』に盛り込まれ、法規定となった。これまで、総量制限、環境リスク防止などの制度は、環境影響評価制度に基づいて実施が可能であったが、この変更により、環境保護部門は生態環境問題が目立つ地方政府に対し、「NO」を言う権限を有することになった。

² 「一法二条例」とは、環境影響評価法、建設プロジェクト環境保護管理条例、計画環境影響評価条例を指す。

³ 計画環境影響評価制度とは、主に政府部門の建設開発計画に対する評価制度をいう。

⁴ 環境影響後評価制度とは、環境影響報告書の作成が必要な建設プロジェクトが環境保護施設の竣工、検収、かつ一定期間の安定的な運行を経た後に、実際に環境へ与える影響、並びに汚染防止処理、生態保護及びリスク防止措置の有効性についてフォローアップやモニタリングを行い、補完計画あるいは改善措置を提出して、環境影響評価の有効性を向上させる方法と制度をいう。

⁵ 「認可制限」、「区域認可制限」とは、建設プロジェクトの環境行政審査認可を一時停止することによって、地方人民政府が環境保護責任を履行するよう促し、深刻な環境問題を集中的に解決して、区域環境品質の改善を促す環境保護管理制度の一つである。

一方で、環境影響評価制度に関する多くの問題が明るみに出た。一部の地方における環境対応は改善されるばかりか、ひいては悪化した。公衆およびメディアは、批判の声を環境保護部門に向け、その矛先をまず知名度が最も高い環境影響評価制度に向けた。それにより、必然的に環境影響評価制度の改革が必要とされるようになった。

1.4 改革および再構築の段階（2013年～現在）

2013年以降、中国政府は環境保護制度について一連の改革を行った。2014年に改正された『環境保護法』は、環境保護にかかる法執行権限を大幅に強化し、行政拘留、生産制限・停止、日数連続罰金、差押・押収など厳しい処罰措置を設けた。もはや従前の強制力に欠けるその他の管理制度は環境影響評価制度に頼る必要がなくなった。

2015年9月に公布した『生態文明体制改革総体方案』では、将来的に、中国の環境管理体系は汚染物質排出許可書を中心とすることを明確にした。環境影響評価の重要な役割の一つは、汚染物質排出許可書の取得のための準備である。

環境影響評価の区域産業配置の最適化および産業構造調整における役割は強化されつつある。『環境品質の改善を中心とする環境影響評価管理の強化に関する通知』（環環評[2016]150号）およびその後の一連の文書では、都市、開発区などに対して計画環境影響評価を展開し、空間開発計画の生態空間リスト、開発用途規制リスト、建設プロジェクト環境参入ネガティブリストの制定を求めた。また、建設プロジェクトの環境影響評価に対する審査認可は、必ず計画環境影響評価の要件に符合することを求めた。

環境影響評価の改革措置は、主に「放、管、服」⁶の3つの側面から実施されている。2013年以降、環境影響評価制度に関する主な改革およびその根拠法令は、下表のとおりである。

⁶ 「放、管、服」とは、行政の効率化と権限委譲、緩和と管理の結合、サービスの最適化を指す。

表 1 : 2013 年以降の環境影響評価制度に関する主な改革および根拠法令

公布時期	改革の目的	改革の内容	根拠法令・通達
2014 年 4 月	監督管理の強化	<ul style="list-style-type: none"> ● 手続を事後に補充して行える規定を取消し、法的責任を強化 	『環境保護法』(改正)
2015 年 10 月	行政審査認可の緩和	<ul style="list-style-type: none"> ● 建設プロジェクトにおける環境保護試生産の審査認可を取消 	国務院『中央が地方を指定して実施した 62 項目の行政審査認可事項の取り消しに関する第 1 回通知』(国発[2015]57 号)
2016 年 7 月	行政審査認可の緩和	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境影響登記表の行政審査認可を事前審査制から届出制に変更 ● 環境影響評価の審査認可をプロジェクトの立件、営業許可証の取得要件から外した 	『環境影響評価法』(改正)
2016 年 10 月	監督管理の強化	<ul style="list-style-type: none"> ● プロジェクトの環境影響評価審査認可を計画環境影響評価、区域環境品質と連結させる制度を確立 	『環境品質の改善を中心とする環境影響評価管理の強化に関する通知』(環環[2016]150 号)
2017 年 6 月	行政審査認可の緩和	<ul style="list-style-type: none"> ● 一部の建設プロジェクトの環境影響評価の類別を引き下げた 	『建設プロジェクト環境影響評価分類管理名録』(改正)

2017年7月	行政審査認可の緩和	<ul style="list-style-type: none"> ● 建設プロジェクトの環境保護施設の検収の審査認可を取消し 	『建設プロジェクト環境保護管理条例』（改正）
2017年11月	監督管理の強化	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境影響評価報告の内容を汚染物質排出許可書に記載 	『環境影響評価制度と汚染物質排出許可制を結び付ける関連作業に関する通知』（環弁環評[2017]84号）
2018年4月	行政審査認可の緩和	<ul style="list-style-type: none"> ● 一部の建設プロジェクトの環境影響評価の類別を引き下げた 	『建設プロジェクト環境影響評価分類管理名録』（改正）
2018年10月	政府のサービスの改善	<ul style="list-style-type: none"> ● 審査認可のスピードを速めた 	『企業が注目するビジネス環境の最適化の更なる推進に向けた政策の着実な実施に関する国務院弁公庁の通知』（国弁発[2018]104号）
2018年12月	行政審査認可の緩和、監督管理の強化	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境影響報告作成単位の資質を取消し ● 建設単位および環境影響報告作成単位の環境影響評価の法的責任を強化 	『環境影響評価法』（改正）

出所：公開資料に基づき作成

2. 環境影響評価制度の現状

中国の環境影響評価制度は、40年以上の実施期間を経て、審査認可機関（政府環境行政主管部門）、技術評価機関（政府に所属するか、または政府の委託を受けた第三者技術機関）、評価機関（建設単位の委託を受けて環境影響文書を作成する技術機関）、実施機関（プロジェクトの建設単位）、ならびに公衆（周辺の公衆、環境保護非政府組織、メディア）の五つの主体により構成されている。

以下では中国の環境影響評価制度の現状について、環境影響評価の種類、環境影響文書の作成と審査認可の流れ、有効期間、公衆参加、認可を取得できない場合の法定事由、内容変更時の認可要件、「三同時」制度と自主検収、認可なしで建設した場合の法的責任の8つの側面から解説する。

2.1 環境影響評価の種類

環境影響評価の第一の手順は、環境影響評価の種類を確定することである。対象によって、環境影響評価は、計画環境影響評価と建設プロジェクト環境影響評価の二種類に大きく分かれている。計画環境影響評価は、主に政府部門の建設開発計画に対する評価である。企業が新たな工場、施設を建設する時、あるいは既存のプロジェクトに対し改築、増築、技術改造を行う際の環境影響評価手続きは、建設プロジェクト環境影響評価に該当する。

また、建設プロジェクト環境影響評価は、「環境影響報告書」、「環境影響報告表」および「環境影響登録表」の三つの類型に分けられている。この三つの類型が環境に対する影響の程度はそれぞれ、「重大」、「軽度」、「非常に低い」である。建設プロジェクトがどの類型に該当するかは、『建設プロジェクト環境影響評価分類管理名録』に基づいて判断しなければならない。当該名録は何度も改正されており、現行の最新版は2018年4月28日に改正・公布されたもので、50の業界分類と192のプロジェクト類別が設けられている。

2.2 環境影響文書の作成と審査認可の主な流れ

環境影響報告書、環境影響報告表（以下、環境影響報告と表記する）の作成が必要な建設プロジェクトは、環境部門の認可を取得した後、はじめて建設を開始することができる。「環境影響登録表」の作成が必要な建設プロジェクトは、建設プロジェクトの生産投入前または使用前に、規定に従い登録表を記入して環境部門に届出をすれ

ばよい。

環境影響報告は技術文書であり、環境部門の認可を取得した後、または環境部門に届出をした後は、法的効力を持つ文書でもある。環境影響報告は、生態環境部の公布した環境影響評価技術ガイドライン、規範に従って作成しなければならない。作成の流れには、一般的に次の三つの段階がある。

(1) 調査分析および計画作成の段階。資料収集、影響を受けやすい住宅、学校、病院などの分布状況の調査、執行標準の確定などを含む。

(2) 分析論証および予測評価の段階。区域の現在の環境の質を監視測定し、工事の汚染排出、生態への影響を分析し、周囲の大気、水、土壌などへの影響を予測することを含む。

(3) 環境影響報告の作成の段階。上記の分析、予測に基づいて、汚染処理に対する措置を提出し、技術、経済の面で実行可能性を分析し、環境影響の結論を得ることを含む。

通常、環境の質の調査と監視測定は、環境影響報告を作成する過程において最も時間がかかる作業である。また、環境影響報告書は、必ず公衆の参加が必要で、周辺公衆からの意見が多い場合には、意見の処理に多くの時間を要する。

環境影響報告の作成が完了した後は、管轄権限のある環境部門に審査認可の申請を提出することができる。環境部門は審査認可を行う時、比較的複雑なプロジェクトについては、別途、技術機関に委託して、専門家を組織して環境影響報告の技術コンプライアンスを評価してもらう。

法規定によれば、環境影響報告書の審査認可期間は 60 日以内、環境影響報告の審査認可期間は 30 日以内である。但し、地方によっては、審査認可期間を短縮しているところもある。一方で、複雑なプロジェクトは、環境影響報告に対する技術コンプライアンスの評価、または環境影響報告の修正などで審査認可期間が長くなる場合もある。

2.3 環境影響評価認可文書の「有効期間」

建設プロジェクトの環境影響評価報告が認可された日より 5 年以上経過した場合、元の環境影響評価認可文書は失効しないが、5 年以上経過して着工建設する場合は、必ず改めて審査認可部門において審査査定手続きをしなければならない。即ち、改め

て審査認可部門の審査査定の同意を経ないと、プロジェクトを着工建設してはならない。審査認可手続きと比較して、審査査定手続きは比較的簡素化されており、しかも期間も比較的短い。

着工建設の起算について、一部の特殊な業界（例えば、電力プロジェクト）を除き、建設プロジェクトの永久的な工事を正式に起工して工事に取りかかり、施工を開始したことをもって着工建設とする。地質探査、整地、古い建物の取り壊し、臨時の建物、施工用の臨時の道路、水道、電気の工事などは着工建設に該当しない。

2.4 公衆参加

環境影響評価報告の作成過程において、公衆参加の手続きを行う必要がある。公衆参加の主な目的は、法に基づいて環境影響評価範囲内の公民、法人およびその他の組織の意見を聞くことである。主な流れおよび要求は、生態環境部の制定した『環境影響評価公衆参加弁法』に規定されている。

建設単位は、公衆参加の真実性および結果について責任を負わなければならない。公衆参加に虚偽、重大な遺漏、またはその他の規定に合わない状況が存在して、環境影響評価報告の作成および審査認可に影響を与える場合、相応の法的責任は建設単位が負担する。

公衆参加の過程において、建設単位は必ず環境影響に関する情報をインターネット、新聞、公告などの方法で公開しなければならない。公衆からの質疑の多い建設プロジェクトに対しては、公衆座談会または公聴会、専門家論証会を組織して、広範な公衆参加を展開しなければならない。会議を招集する際には、環境の面で建設プロジェクトの影響を受ける可能性のある公衆の代表を必ず招いて参加させなければならないことに注意する必要がある。

公衆参加終了後、公衆参加の状況説明を作成して、環境影響評価報告の審査認可の申請を提出する時に併せて提出する。公衆参加の状況説明には、収集した意見、意見の採否、意見の不採用の理由、公衆へのフィードバックの内容などが含まなければならない。ここでいう意見は、環境影響に関する意見を指す。土地収用・立ち退き、就業、財産など環境保護利益と関係のないクレームは考慮する必要はない。

2.5 環境影響評価報告の認可を取得できない法定の五つの事由

『建設プロジェクト環境保護管理条例』第 11 条に基づき、以下に掲げる事由に該当する場合には、建設プロジェクトの環境影響評価報告にかかる認可を取得することができない。

(1) 建設プロジェクトの類型およびその住所選択、配置、規模などが環境保護法律法規および関連法定計画に符合しない場合

(2) 所在区域の環境品質が国家または地方の環境品質標準に達しておらず、かつ建設プロジェクトが講じようとする措置が区域環境品質改善目標管理要件を満たすことができない場合

(3) 建設プロジェクトが講じる汚染防止処理措置によっても国家および地方の排出標準を満たすことができず、または生態破壊を防止し、抑制する必要な措置を講じていない場合

(4) 改築、増築または技術改造プロジェクトがプロジェクトの既存の環境汚染および生態破壊に対して有効な防止処理措置を講じていない場合

(5) 建設プロジェクトの環境影響報告の基礎資料データが明らかに事実と異なり、内容に重大な欠陥が存在し、遺漏、または環境影響評価の結論が不明確、不合理である場合。

2.6 建設内容に変化が生じた場合の環境影響評価審査認可要求

環境影響評価制度は未然防止のための法制度であるため、作業を展開する段階は一般的にプロジェクトの前期にある。一部の建設プロジェクトは、環境影響評価の認可を取得した後に建設内容に変化が発生することがある。建設内容のあらゆる変化に対して、改めて環境影響評価の審査認可を申請する必要はない。建設プロジェクトの性質、規模、場所、生産工程または汚染防止処理、生態破壊防止措置に重大な変化が発生する場合のみ、改めて環境影響評価の審査認可を取得する必要がある。

現在、生態環境部は 23 の業界に対して具体的な重大変化判定リストを規定している。また、上海、江蘇などの一部の地方生態環境部門は補充的判定リストも規定している。建設プロジェクトの内容に変化が発生したが、重大な変化には該当しない場合は、環境保護施設の竣工検収時に分析、検収することができる。

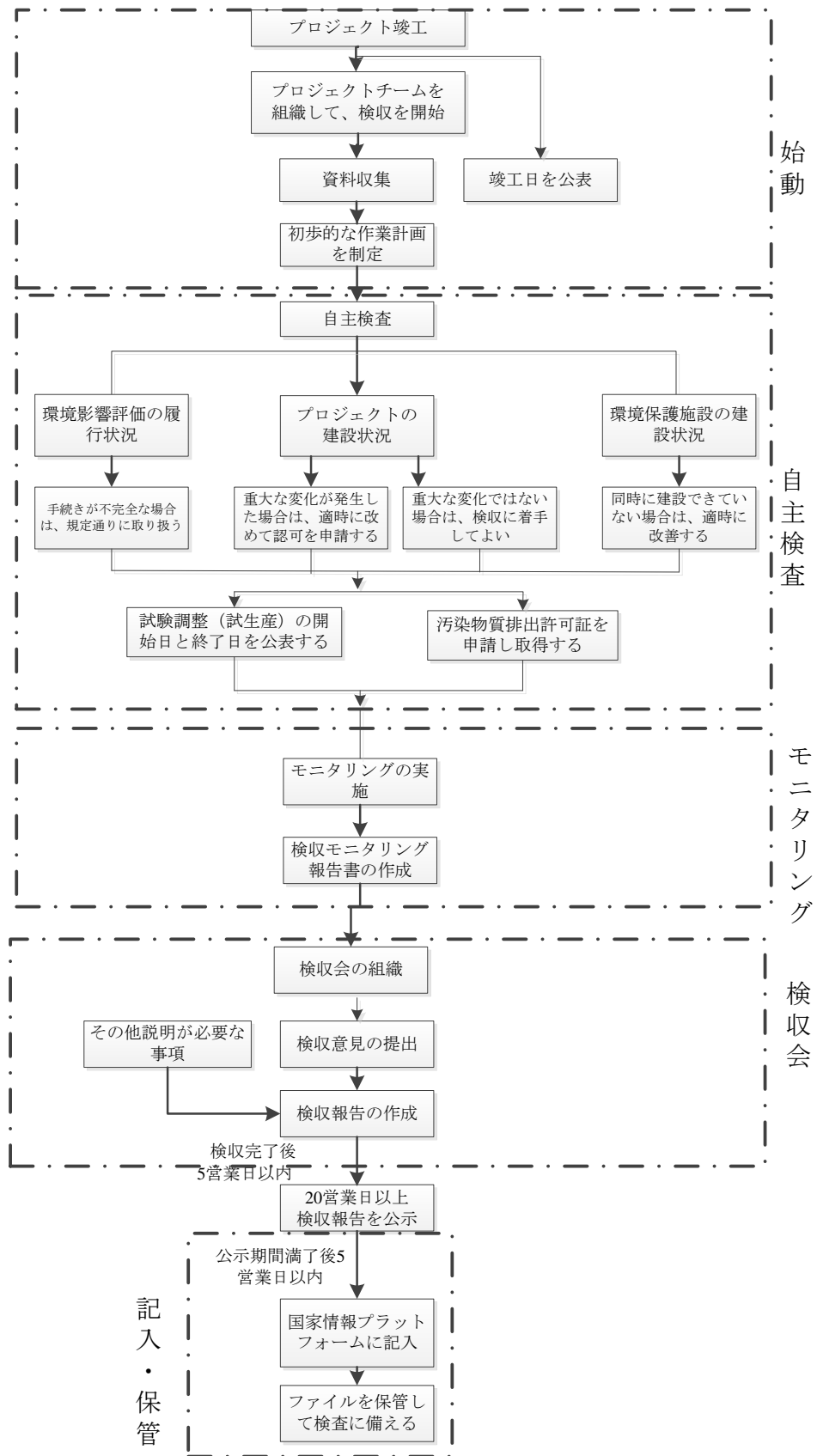
2.7 環境保護施設の「三同時」と自主検収

環境保護施設の「三同時」制度とは、建設プロジェクトに伴って建設を必要とする環境保護施設は、必ず本体工事と同時に設計し、同時に施工し、同時に稼働させる必要があることをいう。ここでいう環境保護施設は、主に環境影響報告において提出する環境保護施設を指す。

プロジェクトの設計において、建設プロジェクトの初歩的な設計に対し、環境保護に関する内容を作成し、環境影響報告に提出する環境汚染防止および生態破壊防止の措置を確実に実行し、および環境保護施設の投資概算を明確にすることが求められる。

プロジェクトの施工においては、環境保護施設の建設を必ず施工契約に盛り込むことが求められる。建設単位は、環境保護施設の建設の進捗や資金を保証しなければならず、かつプロジェクトの建設過程において、環境影響報告および審査認可決定で提出された環境保護対策措置を同時に実施しなければならない。

2017 年末以降、建設プロジェクト環境保護施設の検収は、建設単位による自主的検収に変わった。自主検収の主な流れは、次のとおりである。



出所：ジェトロ

2.8 審査認可を取得せずに無許可で着工建設した場合の法的責任

建設単位が建設プロジェクトの環境影響報告の審査認可を取得せずに無許可で着工建設した場合、または、建設プロジェクトの内容に重大な変化が生じ、もしくは、認可を取得してから5年以上経過して着工建設する際に、改めて審査認可もしくは審査査定を取得せずに無許可で着工建設した場合、環境主管部門は建設停止命令を下し、違法行為の情状とそれによる影響度に基づき、建設プロジェクト総投資額の1%以上5%以下の過料に処し、かつ原状回復を命じることができる。建設単位の直接的に責任を負う主管人員およびその他の直接的に責任のある人員に対しても行政処分を行う。

また、建設単位に建設停止命令を下したが、執行が拒まれた場合には、建設単位の直接的に責任を負う主管人員およびその他の直接的に責任のある人員に対し10日以上15日以下の拘留に処し、情状が比較的軽い場合は、5日以上10日以下の拘留に処する。

環境影響評価の認可を取得せずに無許可で着工建設されたプロジェクトについて、建設単位が自主的に環境影響報告を補充提出して環境保護部門に審査認可を申請した場合、審査認可の権限を有する環境保護部門はこれを受理することができる。

3. 2018 年の改正内容

2018 年 12 月 29 日、「環境影響評価法」に対する一部の改正が主席令第 24 号で公布され、同日発効した。今回の改正においては、国务院の機構改革により条文における「環境保護行政主管部門」を「生態環境主管部門」に修正したほか、第 19 条、第 20 条、第 28 条、第 32 条について改正がなされた。

表 2：2018 年改正前条文と改正後条文の比較

改正のポイント	改正内容概要	改正前	改正後
環境影響報告の作成単位の資質要件を取り消し	改正前は環境影響報告の作成は必ず資質を有する機関が行わなければならなかったが、改正後は作成にあたっての技術能力があれば建設単位自ら作成することが可能となった。	環境影響評価文書における環境影響報告書または環境影響報告は、相応の環境影響評価の資質を有する機関により作成されなければならない。(第 20 条 1 項)	建設単位は技術単位に委託してその建設プロジェクトの環境影響評価を実施し、建設プロジェクトの環境影響報告書、環境影響報告を作成することができる。建設単位が環境影響評価の技術能力を備えている場合には、自らその建設プロジェクトの環境影響評価を実施し、建設プロジェクトの環境影響報告書、環境影響報告を作成することができる。(第 19 条 1 項)

<p>環境影響報告の作成単位に関して、資質管理から能力管理へ変更</p>	<p>改正前は環境影響報告の作成単位に対して厳格な資質管理を行ったが、改正後はかかる資質証明書の発行はなくなり、能力管理へと変わった。</p>	<p>委託を受けて建設プロジェクトの環境影響評価に技術サービスを提供する機関は、国务院の環境保護行政部門の審査を受け、審査に合格後、資質証明書の交付を受け、資質証明書の規定する等級および評価範囲に従い環境影響評価サービスに従事し、評価結果に責任を負わなければならない。建設プロジェクトの環境影響評価に技術サービスを提供する機関の資質条件および管理弁法は、国务院の環境保護行政主管部門により制定される。国务院の環境保護行政主管部門は、資質証明書を取得した建設プロジェクトの環境影響評価に技術サービスを提供する機関の名簿を公布しなければならない。(第19条1項、2項)</p>	<p>建設プロジェクトの環境影響報告書、環境影響報告の作成は、国の関連環境影響評価標準、技術規範などの規定を遵守しなければならない。国务院の生態環境主管部門は、建設プロジェクトの環境影響報告書、環境影響報告を作成する能力建設指針および監督管理弁法を制定しなければならない。(第19条2項、3項)</p> <p>区を設置した市レベル以上の人民政府の生態環境部門は、建設プロジェクトの環境影響報告書、環境影響報告の作成単位に対する監督管理および品質審査を強化しなければならない。</p> <p>建設プロジェクトの環境影響報告書、環境影響報告の審査認可に責任を負う生態環境主管部門は、作成単位、作成主幹および主要な作成人員の関連違法情報を「社会誠実信用ファイル」に記載し、かつ「全国信用信息共有プラットフォーム」および「国家企業信用信息公示システム」に入力して、社会に向けて公布しなければならない。(第20条2項、3項)</p>
--------------------------------------	---	--	---

<p>建設単位が環境影響報告の主な責任主体</p>	<p>改正前は環境影響報告の責任主体は環境影響評価技術機関であり、建設単位は環境影響報告の内容と品質に法的責任を負わなかったが、改正後は建設単位が主たる責任主体となった。</p>	<p>委託を受けて建設プロジェクトの環境影響評価に技術サービスを提供する機関は、……評価結論に責任を負わなければならない。(第 19 条 1 項)</p>	<p>建設単位は、建設プロジェクトの環境影響報告書、環境影響報告の内容および結論に責任を負わなければならない。委託を受けて建設プロジェクトの環境影響報告書、環境影響報告を作成する技術単位は、その作成した建設プロジェクトの環境影響報告書、環境影響報告に対し、相応の責任を負わなければならない。(第 20 条 1 項)</p>
---------------------------	---	---	---

<p>処罰の対象となる環境影響報告の問題点を具体的に列記</p>	<p>改正前は、処罰の問題点「事実と異なる環境影響評価文書」と規定したものを、「基礎資料が明らかに事実と異なり、内容に重大な欠陥、遺漏または虚偽が存在し、環境影響評価の結論が不正確または不合理であるなどの重大な品質問題が存在する場合」と具体化した。</p>	<p>環境保護行政主管部門は、建設プロジェクトの生産投入または使用した後に発生する環境影響に対しフォローアップ検査を行い、深刻な環境汚染または生態破壊をもたらした場合には、原因を調査して責任を明らかにしなければならない。建設プロジェクトの環境影響評価に技術サービスを提供する機関が事実と異なる環境影響評価文書を作成したことによる場合は、本法の第三十二条の規定に基づき法的責任を追究する。審査認可部門の工作人員の職務怠慢、汚職により、法に基づき認可すべきでない建設プロジェクトの環境影響評価文書を認可したことによる場合は、本法の第三十四条の規定に基づきその法的責任を追究する。(第28条)</p>	<p>生態環境主管部門は、建設プロジェクトの生産投入または使用した後に発生する環境影響に対しフォローアップ検査を行い、深刻な環境汚染または生態破壊をもたらした場合には、原因を調査して責任を明らかにしなければならない。建設プロジェクトの環境影響報告書、環境影響報告に基礎資料が明らかに事実と異なり、内容に重大な欠陥、遺漏または虚偽が存在し、環境影響評価の結論が不正確または不合理であるなどの重大な品質問題が存在する場合には、本法の第三十二条の規定に基づき、建設単位およびその関連責任人員、並びに委託を受けて建設プロジェクトの環境影響報告書、環境影響評価報告を作成する技術単位およびその関連責任人員の法的責任を追究する。審査認可部門の工作人員の職務怠慢、汚職により、法に基づき認可すべきでない建設プロジェクトの環境影響評価報告書、環境影響報告を認可したことによる場合は、本法の第三十四条の規定に基づきその法的責任を追究する。(第28条)</p>
----------------------------------	--	---	--

<p>建設単位の法的責任を新規追加</p>	<p>建設単位に対してのみでなく、責任者、関連人員も処罰を受ける。</p>		<p>建設プロジェクトの環境影響報告書、環境影響報告の基礎資料が明らかに事実と異なり、内容に重大な欠陥、遺漏または虚偽が存在し、環境影響評価の結論が不正確または不合理であるなどの重大な品質問題が存在する場合には、区を設置した市レベル以上の人民政府の生態環境主管部門により、建設単位に対して五十万元以上二百万元以下の過料に処し、かつ、建設単位の法定代表者、主要責任者、直接的に責任を負う主管人員およびその他の直接的に責任のある人員に対して、五万元以上二十万元以下の過料に処する。(第 32 条 1 項)</p>
-----------------------	---------------------------------------	--	--

<p>委託を受けて環境影響報告を作成する技術単位の法的責任を強化</p>	<p>収受した費用の「一倍以上三倍以下の過料」から「三倍以上五倍以下の過料」に、情状が嚴重の場合は業務禁止、違法所得没収と、委託を受けて環境影響報告を作成する技術単位の法的責任を強化した。</p>	<p>委託を受けて建設プロジェクトの環境影響評価に技術サービスを提供する機関が、環境影響評価業務において責任を果たせず、または虚偽により環境影響評価文書に実際との乖離を生じせしめた場合、環境影響評価資質を授与した環境保護行政主管部門はその資質等級を引き下げ、または資質証明書を取り消し、かつ、収受した費用の一倍以上三倍以下の過料に処する。犯罪を構成する場合には、法に基づき刑事責任を追究する。(第32条)</p>	<p>委託を受けて建設プロジェクトの環境影響報告書、環境影響報告を作成する技術単位が国の関連する環境影響評価標準および技術規範などの規定に違反して、その作成した建設プロジェクトの環境影響報告書、環境影響報告の基礎資料が明らかに事実と異なり、内容に重大な欠陥、漏れまたは虚偽が存在し、環境影響評価の結論が不正確または不合理であるなどの重大な品質問題が存在する場合には、区を設置した市レベル以上の人民政府の生態環境主管部門により、技術単位に対して収受した費用の三倍以上五倍以下の過料に処する。情状が嚴重の場合には、環境影響報告書、環境影響報告の作成業務に従事することを禁止する。違法所得がある場合には、違法所得を没収する。(第32条2項)</p>
--------------------------------------	--	--	---

環境影響報告の作成人員の法的責任を新規追加	環境影響報告の作成単位の作成人員も法的責任を追究される。		作成単体に本条第一項、第二項の規定する違法行為がある場合には、作成主幹および主な作成人員に対して五年以内に環境影響報告書、環境影響報告の作成業務に従事することを禁止する。犯罪を構成する場合には、法に基づき刑事責任を追究し、かつ、環境影響報告書、環境影響報告の作成業務に従事することを永久に禁止する。(第32条3項)
-----------------------	------------------------------	--	---

出所：公開資料に基づき作成

4. 2018年改正のポイントと解説

4.1 今回の法改正による企業活動への影響

一、今回の改正において、環境影響報告の作成単位の資質要件を取り消したため、形式上は、建設単位が環境影響報告作成者を選択する範囲が広がった。建設単位は環境影響報告の作成を既に資質のある技術機関に委託することもできれば、資質のない技術機関に委託することもできる。また、建設単位自身に環境影響報告を作成する技術や知見があれば、自らが作成することも可能である。環境影響報告の作成単位の市場における競争はより激しくなり、業務を獲得するには技術能力とサービス品質がポイントとなり、これまでの資質証明書は重要ではなくなった。

二、今回の改正において、建設単位を環境影響報告の主たる責任者とし、建設単位の環境影響評価における法的責任を新しく追加した。これは今回の法改正が企業に与える最も重要な影響である。

今回の法改正までは、環境影響報告の責任の主体は環境影響評価技術機関であり、建設単位は環境影響報告の内容と品質に法的責任を負わなかった。環境影響報告に虚偽や事実と異なる点が明らかになった場合、環境影響評価技術機関は処罰を受けるが、建設単位は環境影響報告の内容と品質に起因する原因では直接処罰を受けることはなく、環境影響報告の品質が審査認可の進捗に影響を与えた時のみ、建設単位は間接的に影響を受けた。したがって、今まで、建設単位が主に注目していた点は、環境影響評価の認可取得の可能性、および認可取得のスピード（時間）にあり、環境影響報告の品質には関心が低かったが、今回の法改正により建設単位が環境影響報告の主たる責任主体となったため、環境影響報告の内容と品質も重視しなければならなくなった。

三、今回の改正により、環境影響報告に以下に掲げる状況が存在する場合、建設単位が処罰されることが明確になった。

(1) 基礎資料が明らかに事実と異なる場合。ここでいう基礎資料には、建設単位が環境影響評価技術機関に提供する資料、環境影響評価技術機関が調査、収集した資料、監視測定機関などの第三者が提供した資料が含まれる。

(2) 内容に重大な欠陥、遺漏または虚偽が存在する場合。ここでいう内容には、環境影響報告における建設工事の内容、および調査、監視測定、予測、評価の

内容が含まれる。このような状況は、建設単位に起因する可能性もあれば、環境影響評価技術機関、監視測定機関、工事設計機関などに起因する可能性もある。

(3) 環境影響評価の結論が不正確または合理的でない場合。これは、環境影響評価技術機関の能力が欠如しているために、不正確または非合理的な結論を出した可能性もあれば、環境影響報告の分析が不正確、非合理的であるため、誤った結論につながった可能性もある。例えば、法定の認可を得られない状況であるのに、環境評価報告ではプロジェクトが実行可能であるという結論を出した場合などがある。

四、今回の改正により行政処罰の対象が拡大された。環境影響評価技術機関は自身の原因により発生した問題に対して法的責任を負うほか、以下の単位および人員も行政処罰を受けることになる。

- (1) 建設単位：50 万元以上 200 万以下の過料。
- (2) 建設単位の法定代表者および主要責任者：5 万元以上 20 万元以下の過料。
- (3) 建設単位の直接的に責任を負う主管人員およびその他の直接的に責任のある人員：5 万元以上 20 万元以下の過料。

五、今回の改正により、建設プロジェクトの進捗に対する影響は従前より大きくなる可能性がある。従前は、環境影響報告の内容に問題がある場合、企業は環境影響報告を取り下げて修正することができたが、今回の改正後、環境影響報告に違法行為がある場合には、行政処罰の手続きを経なければならない。特に、情状が深刻で、環境影響報告の作成者が業務禁止の処罰を受けた場合には、環境影響報告の審査認可期間が大きく影響を受けることになる。

4.2 今回の改正を踏まえ企業に求められる対応

(1) 企業は、環境影響評価関連法令の内容を正確に把握し、常に最新動向を収集する。また、高級管理層、具体的な担当部門、関連人員に対して定期的に教育を実施する。

(2) 企業内の環境影響評価の管理制度を確立し、各自の責任を明確にし、かつ、これらを会社の管理規程や制度に盛り込む。

(3) 環境影響評価技術機関を慎重に選択し、専門家を招聘するなどの方法で監督を行う。環境影響評価技術機関の選択にあたっては、主に、業績経験、人員の能力、信用記録などの面から考査したうえで決定する。また、現地の環境影響報告作成品質規制や制度の確立およびその実施状況も環境影響評価技術機関を選択する際に参考とする。

(4) プロジェクト計画の早期段階において、環境影響評価の実行可能性を考慮に入れなければならない。例えば、プロジェクトの種類およびその住所選択、レイアウト、規模などが環境保護関連法規および関連法定計画における認可できない事由に該当する場合には、早めに問題点を抽出し、プロジェクトの計画を変更する必要がある。

(5) 技術サービス委託契約には、環境影響報告の内容および品質に関する義務と責任を明確に約定し、データが事実と異なる場合や、標準規範の違反、内容に嚴重な誤りが存在する場合の違約責任も明確に規定する。また、支払条項には、環境影響報告の品質を支払条件の一つとして設定する。

(6) 建設プロジェクトの環境保護関連資料をファイルし、保管する。ファイルには、プロジェクトの基礎資料と出所、実地調査記録と映像資料、関連の監視測定報告、予測過程に関する文書、試験報告、品質制御記録、環境影響報告書（表）とその審査認可文書、ならびにその他の関連資料を含む。環境影響評価技術機関と締結した委託契約もファイルに入れて保管すべきである。

以上

レポートをご覧いただいた後、アンケート（所要時間：約1分）にご協力ください。

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/ora2/20180067>

本レポートに関するお問い合わせ先：
日本貿易振興機構（ジェトロ）
海外調査部 中国北アジア課
〒107-6006 東京都港区赤坂1-12-32
TEL：03-3582-5181
E-mail：ORG@jetro.go.jp